

4. 特別職の報酬等の状況

(1)給料、報酬、期末手当の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

		市長	助 役	教育長	議 長	副議長	議 員
給 料 ・ 報酬(月額)	条例による額	870,000 円	700,000 円	650,000 円	430,000 円	340,000 円	310,000 円
	当面の措置額	783,000 円	630,000 円	585,000 円	条例による額と同じ		
期末手当		【平成 18 年度支給割合】 4.35 月分（6 月期 = 2.10 月分、12 月期 = 2.25 月分）					

※給料・報酬については、条例改正により、平成 18 年 7 月 1 日から 10%減額された額となっています。

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	
1 日 8 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 15 分～ 午後 1 時	正午～ 午後 0 時 15 分	午後 3 時～ 午後 3 時 15 分

※平成 19 年 4 月 1 日から、休息時間は廃止されています。

(2)年次有給休暇の取得状況（平成 18 年）

付与日数	1 人当たり平均取得日数
1 暦年につき 20 日	7.8 日

(3)育児休業の取得状況（平成 18 年度）

区 分	取 得 者 数		
	男 性	女 性	計
育児休業	0 人	3 人	3 人

※平成 18 年度中に新たに取得した人数です。

(4)特別休暇等の概要（平成 18 年 4 月 1 日現在）

主な種類	付 与 日 数 等
ボランティア休暇	5 日以内（年）
結 婚 休 暇	5 日以内
産 前 休 暇	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から出産の日まで
産 後 休 暇	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで
妻 の 出 産	妻の出産にかかる入院等の日から出産の日以後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内
子 の 看 護	小学校就学前の子の看護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に 5 日以内（年）
忌 引	親族の区分により 1 日から 10 日までの期間
夏 季 休 暇	5 日以内（7 月～9 月）
リフレッシュ休暇	勤続年数が 20 年、30 年に達した場合、連続する 3 日以内
病 気 休 暇	120 日以内（ただし、結核性疾患、精神障害の場合 2 年以内。公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
介 護 休 暇	連続する 6 カ月の期間内において必要と認められる期間（無給）
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する場合、その子が 3 歳に達する日まで（無給）

6. 職員の分限および懲戒処分の状況（平成 18 年度）

(1)分限処分 0 人

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2)懲戒処分 0 人

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

【お問い合わせ】 養父市総務部総務課（☎ 662 - 3161）